令和６年度

社会福祉法人雄勝なごみ会

事　業　計　画　書

目　　次

Ⅰ．法人の重点方針　・・・・・・・・・・・・・・・　1
Ⅱ．具体的な取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・　1
　１．ガバナンス強化、役員の権限や責任が明確な組織確立　・・・・　1
　２．事業運営の透明性の向上　・・・・・・・・・・・・・・　2
　３．事業の適正化　・・・・・・・・・・・・・・・　2
　４．財務規律の向上と内部統制の強化　・・・・・・・・・・・・・・　2
　５．地域社会に貢献する取り組み　・・・・・・・・・・・・・・　2
　６．社会福祉連携推進法人への取り組み　・・・・・・・・・・・・・・　2
　７．行政との関係　・・・・・・・・・・・・・・・　2
　８．法人本部機能の強化　・・・・・・・・・・・・・・・　3
　９．専門部会の開催と法人横断的取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・　3
１０．各種会議の開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
１１．法人組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
１２．法人概況及び事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

業務分担表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

Ⅰ．法人の重点方針

法人の経営における令和６年度の重点方針は以下のとおりです

① ５施設拠点の施設運営における組織体制の確立

施設長に次ぐ職務遂行体制に偏りがあり、すべての施設に課長、係長、主任という次世代育成を３年計画で行っていきます。

② 人事の硬直化と年功序列の見直し

客観的人事評価システムの構築を図り、適任者の発掘とその人を伸ばす人材育成に力を入れます。管理職研修、中堅職員研修、次世代育成研修、初任者研修など法人内研修のほか、外部の研修にも積極的に出席し、それぞれの属性ごとの研修会で報告講師となってもらいます。

③ 介護ロボットの積極的な導入と国際医療福祉機器展等への参加による働き方改革と福祉機器の最新情報に触れることによる職員の業務についての意欲喚起を図ります。

④ ハラスメント（虐待等も含む。）のない職場環境づくり

職場におけるハラスメントや心無い言動で、退職する職員がいるという現状を共有し、「あなたのその言葉、その態度 大丈夫？」を合言葉に、気軽にチェックし合える職場環境づくりを図ります。

Ⅱ．具体的な取り組み

1.ガバナンス強化、役員の権限や責任が明確な組織確立

議決機関としての評議員、業務の監督や執行機関としての理事、理事の職務執行を監査する監事、それぞれの役割機能の確立に努めます。来年度（令和７年６月）は、評議員、理事、監事の改選期を迎えます。

評議員会	○社会福祉法人の適正な運営に必要な見識を有する者で構成 役員の選任・解任、定款変更等法人の基本的事項について決議する権限をとおして理事等を牽制監督する機関。
理 事 会	○社会福祉法人の適正な運営を確保するために、全ての業務執行の意思決定や理事の職務執行の監督及び内部統制を図る機関。 ・理事長（経営全般） ・常務理事（施設間調整、業務運営） ・理事（業務執行理事の牽制・調整）
監　　事	○社会福祉法人の業務監督及び会計監査をとおして、社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査し、その職務の遂行のため、理事会に出席及び報告する機関。２名 ・社会福祉事業について識見を有する監事１名 ・財務管理について識見を有する監事１名

なお、役員としての職務執行及び業務執行の認識を深めるため、内部統制や法的情報、法人経営分析をとおした情報共有を実施します。

2.事業運営の透明性の向上

社会福祉事業の主たる担い手であり、高い公益性を備えた社会福祉法人として、透明性の向上をはかるため、以下の重点策について取り組んでまいります。

一　事業の適正な運営を確保します。

二　社会に対する説明責任を使命とします。

三　ホームページによる情報公開…定款、役員報酬基準、決算等の財務諸表、事業報告書等を公表します。

四　事業及び業務の適正な執行を図るため、諸規程の整備を図ります。

五　事故及び苦情の解決に向け、苦情解決第三者委員と適切な連携を図ります。

３．事業の適正化

事業の適正化を図るため、関係法規等の改正などに注視し、事業ごとに担当者間の複数確認を励行し取り組みます。また、感染症等による事業活動の制約を常に想定し、今までの経験の積み重ねの実績を基に、安心・安全を第一に事業を進めます。

また、将来的な稼働労働人口減少を想定した施設経営分析を行い、適正な人員配置に見合った事業経営を検討していきます。

４．財務規律の向上と内部統制の強化

社会福祉法人の内部統制及び財務規律を図るため、以下の重点策について取り組みます。

一　社会福祉充実残額（内部留保）を明確にし、社会福祉充実計画の計算式に準拠した法人の全財産から控除できる次の控除対象財産（運転資金）を示します。

①施設の建て替えや大規模修繕などに必要な財産

②不動産

③運転資金

二　内部統制強化を図るために導入が検討されている会計監査人設置に向け、公認会計士との定期的研修会を実施し、準備していきます。

５．地域社会に貢献する取り組み

定款第３条に規定する地域貢献事業として、以下の重点策について取り組みます。

一　「互助ハウス」の運営をとおして、次の内容を行うことで、地域に信頼される法人の責務を果たします。

① 社会福祉の専門知識を幅広く活用し、制度外サービスにも目を向けます。

② 生活困窮者や虐待による緊急避難先、刑余者の自立定着支援等の一時的住まい(居住支援)の確保に貢献します。

③ 居住支援をとおして、生活再建や様々な生活課題を抱えた方々と向き合い、地域共生社会に貢献します。

二　秋田保護観察所と、緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）に係る登録を継続し、更生保護に向き合います。

三　感染状況によりますが地域公開研修会を開催し、地域住民や関係機関、団体の方々に法人の取り組み姿勢の紹介や制度の最新情報を提供するなど、法人らしいテーマを設定し、研修という形式の地域貢献事業を継続して行います。

四　権利擁護室による経済的・身体的要因などで様々な権利を制限される方々を関係機関と連携しながら支援します。

６．社会福祉連携推進法人への取り組み

人口減少は避けられない状況のなか、稼働労働人口の減少による地域労働者の確保は至難な状況にあり、市内の各法人がそれぞれ独自に経営を行っているのでは、地域福祉の将来的ビジョンに欠け、喫緊の状況になった時では遅きに至ることになります。当法人が、地域の法人経営の先駆者として牽引し、社会法人間の連携が必要であることへの気づきを提案する取り組みから始めます。

７．行政との関係

社会福祉事業の中心的担い手として、社会福祉法人の所轄庁の指導に基づきながら、法令順守を図り、以下の重点策について取り組みます。

・　請求業務の事務担当と現場の職員との制度学習会を絶えず行い、過誤を防止する報酬制度の共有を図るため、関係行政機関との綿密な連携に務めます。

・　指定管理者としての運営及び委託業務には、誠実な対応を持って負託に応えられるような成果を目指します。

・　低所得者への社会福祉法人利用者負担軽減制度事業に協力します。
・　消費税の仕入れ税額控除の方式である適格請求書等保存方式（インボイス制度）の理解に努めます。

8．法人本部機能の強化

業務執行理事（理事長、常務理事）のもとに、拠点施設長との役割調整を次により行う。

① 財務、施設整備、庶務関連業務等
② 諸規定、コンプライアンス、人材育成、地域貢献
③ 法人全体の人事・給与・財務等及び基幹業務の情報一元化管理並びにシステム構築
④ 保守関連の効率化、情報発信に関わる企画・広報関連等

以上を柱にしながら、有機的に関連性を持って当たります。
また、法人会計の基礎教育を履修した大学等からの職員採用に重点的に取組みます。

9．専門部会の開催 と法人横断的取り組み

一　法人内の高齢・障がいの事業縦断的部門と各職種の横断的部門の会議を開催することで、法人職員同士の連帯感と専門性を深めながら、組織目標と個人目標の統合を狙います。

① 総務部会（総務課）　②栄養部会（栄養士、調理員）　③ 介護部会（介護職員）
④ 医務部会（看護職員）　⑤ 相談部会（相談援助職員）　⑥ 防災部会（営繕職員）
⑦ 広報部会（各拠点、本部より１名）

二　各拠点が目的を持って取り組んだ内容について、業務報告会や介護技術実践発表会を開催し、相互理解や資質・専門性の向上に努めます。

１０．各種会議の開催

①理事会

月	日(曜)	開始	内 容	備 考
6	4 (火)	10：00	・令和５年度事業報告、資金収支決算報告について ・定時評議員会開催について	・定時評議員会提出議案について
１０	１１ (金)	10：00	・補正予算について ・規程等の一部改正について	・評議員会提出議案について
１２	１０ (火)	10：00	・規程等の一部改正について	
3	１４ (金)	13：30	・令和６年度補正予算について ・令和７年度事業計画案について ・令和７年度予算案について ・定時評議員会開催について	・評議員会提出議案について

②評議員会

月	日(曜)	開始	内 容	備 考
6	２１ (金)	10：00	・令和５年度事業報告、資金収支決算報告について	・定時評議員会
１０	２５ (金)	10：00	・補正予算案について	・補正予算審議が必要な場合
3	２５ (火)	13：30	・令和６年度補正予算について ・令和７年度事業計画案について ・令和７年度予算案について	

③定時監査

月	日(曜)	開始	内　容
8	２０（火）	9：30	全拠点。４月～７月分
１１	１９（火）	9：30	全拠点。８月～１０月分
2	１８（火）	9：30	全拠点。１１月～１月分
5	１３（火）	9：30	いさみが岡、愛光園、平成園、本部 ２月～３月分、総合監査
5	１４（水）	9：30	幸寿苑、サン・グリーンゆざわ ２月～３月分、総合監査

※必要に応じて、各拠点の実査を予定する。

④評議員選定委員会☞　欠員が生じた場合

月	日(曜)	開始	内 容	備 考
			・新評議員の選定	

⑤苦情解決第三者委員会【担当：事務局長】

月	日(曜)	開始	内　容
１０	１５（火）	13：30	４月～９月分
4	２２（火）	13：30	１０月～３月分

⑥その他の会議

会 議 名	開 催 時 期 等
業務執行理事会	随時
本部機能検討会議	適時、事務局長、総務課職員等（総務部会構成員）
専　門　部　会	年４回程度、拠点毎から出席する各職種で構成
施 設 長 会 議	月１回
管 理 職 会 議	月１回（理事長、事務局長、各管理職）
法人業務報告会	担当：いさみが岡

１１．法人組織

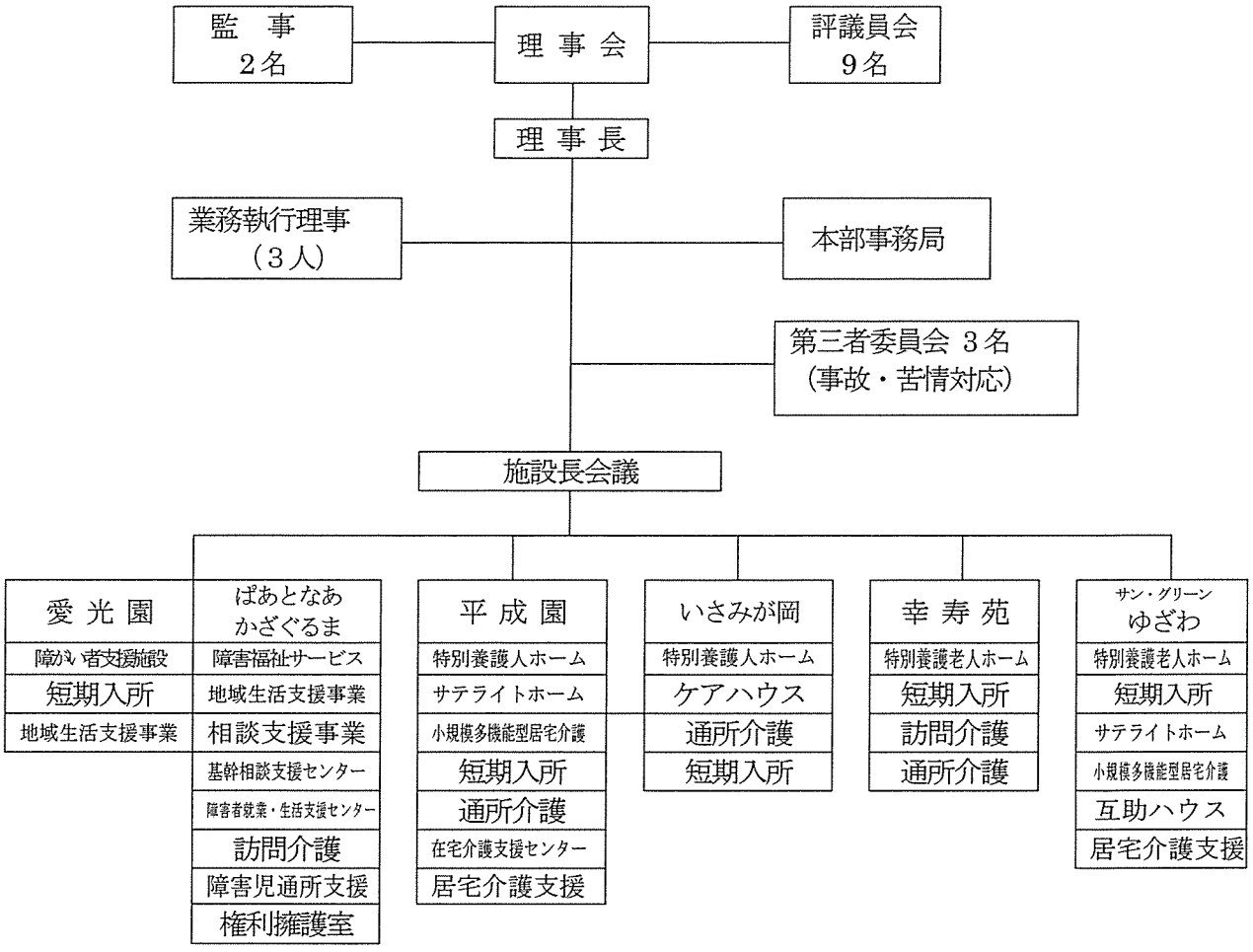

※各拠点事業所の計画、詳細については別に記します。

１２．法人概況及び事業

（１）　認可年月日　　昭和５６年　５月２７日

設立登記年月日　　昭和５６年　６月１２日

（２）　第一種社会福祉事業

（イ）障害者支援施設の経営	愛光園
（ロ）特別養護老人ホームの経営	平成園（サテライト型ぬくもりの里たてやま　含.）
	幸寿苑
	サン・グリーンゆざわ（サテライト型桜おかだ　含.）
	いさみが岡
（ハ）軽費老人ホームの経営	いさみが岡

（３）　第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営	平成園・なるせ・いさみが岡
（ロ）老人短期入所事業の経営	平成園・幸寿苑・サン・グリーンゆざわ・いさみが岡
（ハ）老人介護支援センターの経営	平成園
（ニ）老人居宅介護等事業の経営	ぱあとなあ・幸寿苑
（ホ）障害福祉サービス事業の経営	愛光園・ぱあとなあ・かざぐるま・幸寿苑
（ヘ）一般相談支援事業の経営	ぱあとなあ
（ト）特定相談支援事業の経営	ぱあとなあ
（チ）地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援）の経営	愛光園・かざぐるま
（リ）小規模多機能型居宅介護事業の経営	桜おかだ・ぬくもりの里たてやま
（ヌ）障害児通所支援事業の経営	ぱあとなあ
（ル）障害児相談支援事業の経営	ぱあとなあ
（ヲ）無料低額宿泊所「互助ハウス」事業の経営	サン・グリーンゆざわ サテライト型桜おかだ

（４）　公益事業

（イ）居宅介護支援事業の経営	平成園・桜おかだ
（ロ）自家用有償旅客運送事業の経営	平成園
（ハ）配食サービス事業の経営	平成園
（ニ）障害者就業・生活支援センター事業の受託	ぱあとなあ
（ホ）基幹相談支援センター事業の受託	ぱあとなあ
（ヘ）無料低額宿泊所「互助ハウス」事業の受託	サン・グリーンゆざわ サテライト型桜おかだ